

社会福祉法人ライフ北九州 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ライフ北九州（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員について報酬を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。交通費は実費相当額を別途支払う。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については別表1に定める額。
- (2)賞与、退職手当、通勤手当は支給しない。
- (3)職員兼務理事は就業規則別表(10)給与規程及び付表(1)(2)(3)にもとづき給与、賞与を支給し、別表(11)退職金規程にもとづき退職金を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1に定める額。
- (2)賞与、退職手当、通勤手当は支給しない。
- (3)交通費は実費相当額をその都度支給する。
- (4)ただし、公益財団法人健和会・北九州保健企画等に在籍する非常勤役員は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 常勤役員の報酬の支給日は、就業規則第40条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、9月と3月に半期分の総額を支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日に遡って施行する。

2013年 8月 3日制定

2017年5月30日改訂

2019年10月1日改訂

別表 1

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 120,000円
理 事	月額 10,000円
監 事	月額 10,000円
評 議 員	月額 10,000円